

道路を安全・快適に利用するためのルール

自動車乗り入れのための段差解消ブロック等の撤去について



段差解消構造物設置：危険な状況



歩道切り下げ工事実施後：安全な状況

歩道と車道の段差解消のため、車の出入り口などに乗り入れブロックや鉄板を設置することは、道路の不法占用になります。歩行者のつまずき、自転車・自動二輪車の転倒など事故に繋がる危険があり、設置者に責任が問われる場合があります。また、雨水の流れを妨げてしまい、路面冠水の原因にもなります。

道路からの乗り入れのため、段差を解消するには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行うこととなります。この場合、事前に道路管理者の承認が必要ですが、条件があるため承認出来ない場合もありますので、**維持管理課管理係**までお問い合わせください。

道路の適正な使用と安全確保にご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(道路に関する禁止行為)

道路法第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹林等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

お問い合わせ

長野県安曇野建設事務所 維持管理課 管理係 (長野県安曇野庁舎2階)

電話番号：0263-72-8398 (直通)